

第4章 計画段階環境配慮書についての意見及び事業者の見解

4.1 配慮書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

4.1.1 公告

(1) 公告日

平成30年8月17日（金）

(2) 公告方法

京都府公報 第3007号（平成30年8月17日）公告

(3) 周知方法

事業者が運営するホームページ、京都府が運営するホームページ、伊根町広報（広報伊根お知らせ版 第208号、第209号）、京丹後市広報（広報京丹後お知らせ版 No. 329）、宮津市広報（広報誌みやづお知らせ版）への掲載により周知を実施した。

4.1.2 縦覧

縦覧場所、期間及び時間は表4.1.2-1に示すとおりである。

表4.1.2-1 縦覧場所、期間及び時間

縦覧場所	縦覧場所の所在地	縦覧期間	縦覧時間
京都府環境部環境管理課	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	平成30年8月17日（金）から平成30年9月18日（火）まで	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
京都府丹後保健所環境衛生室	京丹後市峰山町丹波855		
宮津市役所本館1階情報公開コーナー	宮津市字柳縄手345の1		
京丹後市役所本庁舎（峰山庁舎）1階ホール	京丹後市峰山町杉谷889		午前8時30分から午後5時15分まで
京丹後市丹後庁舎1階ホール	京丹後市丹後町間人1780		
京丹後市弥栄庁舎1階	京丹後市弥栄町溝谷3464		
伊根町役場	与謝郡伊根町字日出651		午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
伊根町老人福祉センター	与謝郡伊根町字泊1		
伊根町立本庄地区公民館	与謝郡伊根町字本庄浜113の1		
伊根町筒川文化センター	与謝郡伊根町字本坂279		

4.1.3 意見書

(1) 意見書の提出期間

平成30年8月17日（金）から平成30年10月2日（火）まで

(2) 意見書の提出方法

「京都府環境部環境管理課」宛へ書面の郵送、持参又は京都府のホームページから電子申請による提出。

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出はなかった。

4.2 配慮書についての知事の意見及び事業者の見解

条例第7条の6第3項の規定により、配慮書についての知事意見が平成30年11月8日に事業者に送付された。

以下に、知事意見とそれに対する事業者の見解を示す。

(1) 全般的事項

知事の意見	事業者の見解
風力発電施設の配置、構造及び基数等（以下「配置等」という。）の決定に当たっては、風力発電施設の設置及び供用による環境影響を把握し、その回避又は低減に努めること。	風力発電施設の配置、構造及び基数等の決定に当たっては、影響が及ぶ可能性のある環境要素について調査及び予測を行い、風力発電施設の設置及び供用による環境影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を検討するなど、その影響の回避又は低減に努めます。
本事業に係る環境影響評価を適切に実施できるよう、可能な限り方法書手続までに事業全体の規模に加えて、風力発電施設の配置等を決定すること。方法書手続までに配置等が決定しない場合は、当該手続時点において検討されている中で最も環境影響が大きくなると想定される配置等を設定する等、適切に環境影響評価を行うこと。 なお、これらの決定に係る経緯については、方法書において詳細に記載すること。	風力発電機の配置を決めるには、風況観測及び風況解析に基づく詳細な検討が必要のため、時間を要します。そのため方法書段階では、風力発電機の具体的な配置等を示すことはできません。準備書段階においては、可能な限り事業計画の熟度を高め、環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価を行います。また、準備書段階で事業計画が決定しない場合は、検討している中で最も環境影響が大きくなると想定される条件下での予測及び評価を行います。
方法書以降の手続においては、以下の個別事項に留意し、各環境要素に対する影響について検討の上で環境影響評価の項目を選定し、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）を行った上で、必要な環境保全措置を検討すること。	方法書以降の手続においては、各環境要素に対する影響について検討の上、環境影響評価項目を選定致します。各環境影響評価項目について、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討致します。
方法書以降の環境影響評価の結果については、住民に分かりやすく示すとともに、手続においては住民への周知に努めること。	方法書以降の環境影響評価の結果については、平易な表現や図表を用いるなど、住民に分かりやすく示すとともに、住民への周知に努めます。

(2) 個別事項

①騒音・振動

知事の意見	事業者の見解
<p>工事中のミキサー車等の工事用車両の道路走行による騒音・振動について、一定の台数が走行するため（ミキサー車の場合は風力発電施設1基あたり150台/日程度×基数）、走行ルート沿道に住居等の保全すべき対象がある場合は、当該住居等に対する影響に係る調査等を適切に行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>風力発電機の建設に当たっては、ミキサー車等の工事用車両が走行することから（ミキサー車の場合は風力発電施設1基あたり150台/日程度×基数）、走行ルート沿道における住居等を対象に、騒音に係る調査等を適切に行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討致します。なお、振動については、本事業より規模が大きい他事業においても影響が極めて小さいことが分かっていること、弊社の同規模、又はそれ以上の風力発電所建設工事においても振動に係る苦情は出ていないことから、工事用資材等の搬出入による影響は極めて小さいため、環境影響評価項目として選定しておりません。</p>
<p>事業実施想定区域近傍にはレクリエーション施設である京丹後市丹後半島森林公園（以下「スイス村」という。）が存在するため、当該施設の利用者及び従業員等に対する工事の実施及び施設の供用による騒音・振動の影響について、適切に調査等を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>事業実施想定区域の周辺に存在する京丹後市丹後半島森林公園（以下「スイス村」という。）については、関係者からのヒアリングを行うなど、当該施設の利用者及び従業員等の状況を把握した上で、人と自然との触れ合いの活動の場に係る騒音等の適切な調査等を行い、必要に応じて環境保全措置を検討致します。</p>
<p>施設の供用による騒音・超低周波音については、既存風力発電施設による騒音・超低周波音の現状を踏まえて調査等を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>施設の供用による騒音・超低周波音については、既存風力発電施設による騒音の現状を踏まえて調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討致します。</p>

②風力発電施設の影

知事の意見	事業者の見解
<p>事業実施想定区域及びその周辺の地域の地形は複雑であり、谷間等では風力発電施設の影が長くなる可能性があるため、本地域の地形に合わせた調査等を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>事業実施想定区域から最寄りの住居までは約1.8km離れていますが、谷間等では風車の影が長くなり、住居等に影響が及ぶ可能性があることから、本地域の地形に合わせた調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討致します。</p>

③動物・植物・生態系

知事の意見	事業者の見解
<p>丹後半島に位置する本事業実施想定区域は、海から飛来する鳥の渡り経路となっている可能性や、海鳥や猛禽類が周辺に高密度で生息している可能性があることから、専門家等からの助言を踏まえ、本事業の実施によるバードストライクや渡りへの影響について適切に調査等を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>鳥類への影響については専門家等からの助言を踏まえ、本事業の実施によるバードストライクや渡りへの影響について情報整備モデル事業の結果を用いて適切に予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討致します。</p>
<p>事業実施想定区域の周辺には、丹後天橋立大江山国定公園の第1種特別地域が存在する等、希少な野生動植物の生育・生息地となっている場所があることから、本事業の実施による影響について、専門家等からの助言を踏まえ、適切に調査等を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。</p>	<p>本事業の実施による希少な野生動植物への影響については、専門家等からの助言を踏まえ、情報整備モデル事業の結果を用いて適切に予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討致します。</p>

④景観

知事の意見	事業者の見解
<p>事業実施想定区域及びその周辺に位置する山陰海岸ジオパークや天橋立と伊根町を結ぶ船の航路について、海上を含めた眺望点及び景観資源を適切に把握すること。</p>	<p>山陰海岸ジオパークや日本海沿岸の多様な海岸地形についての海上を含めた眺望点及び景観資源を適切に把握致します。</p>
<p>風力発電施設の配置等の決定に当たっては、把握した眺望点及び景観資源について、フォトモンタージュの作成等により、客観的な予測及び評価を行い、重要な眺望景観への影響を回避又は低減するとともに、ランドマークとしての地域景観との調和も検討すること。</p> <p>なお、調査等の実施や風力発電施設の配置等の決定に当たっては、必要に応じて、眺望点や景観資源に係る関係機関の意見を聴くこと。</p>	<p>風力発電施設の配置等の決定に当たっては、把握した眺望点及び景観資源について、フォトモンタージュの作成により、予測及び評価を行い、重要な眺望景観への影響を回避、又は低減するよう努めます。また、予測及び評価に当たっては、地域景観との調和も検討し、必要に応じて環境保全措置を検討致します。</p> <p>調査等の実施や風力発電施設の配置等の決定に当たっては、必要に応じて、景観資源や眺望点に係る関係機関の意見を聴くことと致します。</p>

⑤人と自然との触れ合いの活動の場

知事の意見	事業者の見解
<p>事業実施想定区域の近傍にはスイス村が存在することから、人と自然との触れ合いの活動の場に対する工事の実施及び施設の供用による影響について、適切に調査等を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。</p>	<p>事業実施想定区域の近傍にはスイス村が存在することから、関係者からのヒアリングを行うなどにより当該施設の利用状況及びアクセスルート等を把握した上で、人と自然との触れ合いの活動の場に係る適切な調査等を行い、必要に応じて環境保全措置を検討致します。</p>